

平成9年3月27日通商産業省令第51号
発電用火力設備に関する技術基準を定める省令

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この省令は、火力(地熱又は冷熱(液化ガスが気化する際に発生する熱をいう。)を含む。以下同じ。)を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物(電気用品安全法(昭和36年法律第234号)の適用を受ける携帯発電機を除く。)及び燃料電池設備(燃料電池を除く。)について適用する。

2 前項の電気工作物とは、一般用電気工作物及び事業用電気工作物をいう。

(定 義)

第2条 この省令において使用する用語は、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)において使用する用語の例による。

(急傾斜地の崩壊の防止)

第3条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内に施設する電気工作物は、当該区域内の急傾斜地(同法第2条第1項に規定するものをいう。)の崩壊を助長し、又は誘発するおそれがないように施設しなければならない。

(公害の防止)

第4条 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設に該当する電気工作物に係るばい煙量又はばい煙濃度は、当該施設に係る同法第3条第1項若しくは第3項又は第4条第1項の排出基準に適合しなければならない。

2 大気汚染防止法第5条の2第1項に規定する特定工場等に係る前項に規定する電気工作物にあっては、前項の規定によるほか、当該特定工場等に設置されているすべての当該電気工作物において発生し、排出口から大気中に排出される指定ばい煙(同法第5条の2第1項に規定する指定ばい煙をいう。)の合計量が同法第5条の2第1項又は第3項の規定に基づいて定められた当該指定ばい煙に係る総量規制基準に適合することとならなければならない。

3 大気汚染防止法第2条第6項に規定する一般粉じん発生施設に該当する電気工作物の構造及び使用並びに管理の方法は、当該施設に係る同法第18条の3の構造及び使用並びに管理に関する基準に適合しなければならない。

4 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第2項に規定する特定施設に該当する電気工作物に係る排出ガス(同条第3項に規定するものをいう。)又は排水(同条第4項に規定するものをいう。)に含まれるダイオキシン類の量は、当該施設に係る同法第8条第1項の排出基準に適合しなければならない。

5 ダイオキシン類対策特別措置法第 10 条第 1 項に規定する総量規制基準適用事業場に係る前項に規定する電気工作物にあつては、前項の規定によるほか、当該総量規制基準適用事業場に設置されているすべての当該電気工作物において発生し、排出口から大気中に排出されるダイオキシン類の合計量が同法第 10 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づいて定められた当該ダイオキシン類に係る総量規制基準に適合することとならなければならない。

第 2 章 ボイラー等及びその附属設備

(ボイラー等の材料)

第 5 条 略

(ボイラー等の構造)

第 6 条 略

(安全弁)

第 7 条 略

(給水装置)

第 8 条 略

(蒸気及び給水の遮断)

第 9 条 略

(ボイラーの水抜き装置)

第 10 条 略

(計測装置)

第 11 条 略

第 3 章 蒸気タービン及びその附属設備

(蒸気タービンの附属設備の材料)

第 12 条 略

(蒸気タービン等の構造)

第 13 条 略

(調速装置)

第 14 条 略

(警報及び非常停止装置)

第 15 条 略

(過圧防止装置)

第 16 条 略

(計測装置)

第 17 条 略

第 4 章 ガスタービン及びその附属設備

(ガスタービンの附属設備の材料)

第 18 条 略

(ガスタービン等の構造)

第 19 条 略

(調速装置)

第 20 条 略

(非常停止装置)

第 21 条 略

(過圧防止装置)

第 22 条 略

(計測装置)

第 23 条 略

第 5 章 内燃機関及びその附属設備

(内燃機関の附属設備の材料)

第 24 条 略

(内燃機関等の構造)

第 25 条 略

(調速装置)

第 26 条 略

(非常停止装置)

第 27 条 略

(過圧防止装置)

第 28 条 略

(計測装置)

第 29 条 略

第 6 章 燃料電池設備

(燃料電池設備の材料)

第 30 条 燃料電池設備（ポンプ、圧縮機及び液化ガス設備を除く。次条において同じ。）に属する容器及び管の耐圧部分に使用する材料は、最高使用温度において材料に及ぼす化学的及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有するものでなければならない。

- 2 燃料電池設備が一般用電気工作物である場合には、燃焼ガスを通ずる部分の材料は、不燃性及び耐食性を有するものでなければならない。ただし、ダイヤフラム、パッキン類、シール材その他の気密保持部材にあつては、難燃性及び耐食性を有することをもって足りる。
- 3 燃料電池設備が一般用電気工作物である場合には、電装部近傍に充てんする保温材、断熱材その他の材料は難燃性のものでなければならない。

(燃料電池設備の構造等)

第 31 条 燃料電池設備の耐圧部分のうち最高使用圧力が 0.1 メガパスカル以上の部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。この場合において、耐圧部分に生ずる応力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。

- 2 燃料電池設備が一般用電気工作物である場合には、筐体（排出口を除く。）及びつまみ類その他操作時に利用者の身体に接触する部品は、火傷のおそれがない温度となるようにしなければならない。
- 3 燃料電池設備が一般用電気工作物である場合には、排気ガスの排出による火傷を防止するため、排出口の近くの見やすい箇所に火傷のおそれがある旨を表示する等適切な措置を講じなければならない。

(安全弁等)

第 32 条 燃料電池設備（液化ガス設備を除く。次項、次条及び第 35 条において同じ。）の耐圧部分には、過圧を防止するために適当な安全弁を設けなければならない。この場合において、

当該安全弁は、その作動時に安全弁から吹き出されるガスによる危害が生じないように施設しなければならない。ただし、最高使用圧力が0.1メガパスカル未満のものにあっては、その圧力を逃すために適当な過圧防止装置をもってこれに代えることができる。

- 2 燃料電池設備が一般用電気工作物（気体燃料を使用する固体高分子型又は固体酸化物型のもの）であって、燃料昇圧用ポンプの最大吐出圧力が燃料電池設備の最高使用圧力以下であるものに限る。）である場合であって、耐圧部分の過圧を防止するための適切な措置が講じられているものであるときは、前項の規定は適用しない。

（ガスの漏洩対策等）

第33条 燃料ガスを通ずる燃料電池設備には、当該設備から燃料ガスが漏洩した場合の危害を防止するための適切な措置を講じなければならない。

- 2 燃料電池設備が一般用電気工作物である場合であって、屋内その他酸素欠乏の発生のおそれのある場所に設置するときには、給排気部を適切に施設しなければならない。

（非常停止装置）

第34条 燃料電池設備には、運転中に生じた異常による危害の発生を防止するため、その異常が発生した場合に当該設備を自動的かつ速やかに停止する装置を設けなければならない。

- 2 燃料電池設備が一般用電気工作物である場合には、燃料を通ずる部分の管には、燃料の遮断のための2個以上の自動弁を直列に取り付けなければならない。この場合において、自動弁は動力源喪失時に自動的に閉じるものでなければならない。

（燃料ガスの置換）

第35条 燃料電池設備の燃料ガスを通ずる部分は、不活性ガス等で燃料ガスを安全に置換できる構造のものでなければならない。ただし、次の各号を満たす構造のものにあっては、この限りでない。

- 一 出力が10キロワット未満のもの
- 二 燃料ガスを通ずる部分の燃料ガスが安全に排除される構造であるもの又は燃料ガスを通ずる部分に密封された燃料ガスの爆発に耐えられる構造であるもの

（空気系統設備の施設）

第36条 燃料電池設備の空気圧縮機及び補助燃焼器には、当該機器に異常が発生した場合にこれらを自動的に停止する装置を設けなければならない。

第7章 液化ガス設備

（離隔距離）

第37条 略

(保安区画)

第 38 条 略

(設備の設置場所)

第 39 条 略

(液化ガス設備の材料)

第 40 条 略

(液化ガス設備の構造)

第 41 条 略

(安全弁等)

第 42 条 略

(ガスの漏洩対策)

第 43 条 略

(静電気除去)

第 44 条 略

(防消火設備)

第 45 条 略

(計測装置)

第 46 条 略

(警報及び非常装置)

第 47 条 略

(遮断装置)

第 48 条 略

(ガスの置換等)

第 49 条 略

(表 示)

第 50 条 略

(耐熱措置)

第 51 条 略

(防護措置)

第 52 条 略

(気化器の加熱部)

第 53 条 略

(附臭措置)

第 54 条 略

第 8 章 ガス化炉設備

(離隔距離)

第 55 条 略

(保安区画)

第 56 条 略

(ガス化炉設備の材料)

第 57 条 略

(ガス化炉設備の構造)

第 58 条 略

(安全弁)

第 59 条 略

(給水装置)

第 60 条 略

(蒸気及び給水の遮断)

第 61 条 略

(ガス化炉設備の水抜き装置)

第 62 条 略

(ガスの漏洩対策)

第 63 条 略

(静電気除去)

第 64 条 略

(防消火設備)

第 65 条 略

(計測装置)

第 66 条 略

(警報及び非常装置)

第 67 条 略

(ガスの置換)

第 68 条 略

第 9 章 可燃性の廃棄物を主な原材料として固形化した燃料の貯蔵設備

(湿度測定装置)

第 69 条 略

(温度測定装置)

第 70 条 略

(気体濃度測定装置)

第 71 条 略

(燃焼防止装置)

第 72 条 略

(消火装置)

第 73 条 略

第 10 章 雑 則

(特種設備の安全性)

第 74 条 略

附 則

略